



日本郵便株式会社赤平郵便局
市内各郵便局及び滝川郵便局
(赤平郵便局長 菅原様)

高齢者・障がい者・子どもなどの住民の異変、道路の異常、不法投棄などの情報提供をお願いします。



社会医療法人博友会 (理事長 谷様)
社会福祉法人赤平友愛会 (理事長 大坂様)
社会福祉法人北海道光生舎 (理事長 高江様)

災害時、高齢者や障がい者などの要配慮者のために、福祉避難所の設置と運営をお願いします。



空知地方石油業協同組合
(理事長 山口様)

大規模災害時、緊急車両や避難所などへ石油類燃料の優先供給と安定供給をお願いします。



株式会社セブン-イレブン・ジャパン
(北海道地区ゾーンマネージャー 内竹様)

平常時の地域見守り、災害時の物資供給と営業継続・早期再開による市民生活の安定確保をお願いします。

安心して
暮らせる
地域づくり

赤平市と多くの企業・団体との間で、平常時の地域見守りや、災害時のさまざまな応援体制について協定を締結しました。私たちの心強い味方になっていただく皆さんです。

日本年金機構からのお知らせ 年金の受給資格期間が 「10年」に短縮されます

年金の受給には、現在は保険料を納付した期間または免除を認められた期間が「25年」必要ですが、**今年8月からは法律改正によって「10年」に短縮となります。10年以上あれば年金の受給資格を得ることが可能です。**

※資格期間とは、保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金などの加入期間など。

年金を受給するための年齢要件は変更ありません。

老齢基礎年金の受給は65歳からです。すでに65歳以上で、今回の短縮によって受給が可能となる方には、2月下旬から7月上旬にかけて、日本年金

機構からお客様のご自宅宛てに老齢年金の請求書(黄色)が順次発送されます。65歳以上であっても対象基準によっては、年金請求書が届かない場合がありますので、そのときは『ねんきんダイヤル』(下記番号)へ直接お問合せください。

黄色の請求書がお手元に届いた方は、市役所戸籍年金係窓口で必要な各種証明書類の発行を受け、砂川年金事務所にご提出ください。

今回の改正により年金を受給する権利が発生する日は、平成29年8月1日となります。

お問合せは「ねんきんダイヤル」へ
☎0570-05-1165

※お電話の際、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

年 金

information

問合せ

戸籍年金係

☎ 32-1823

砂川年金事務所

☎ 52-2144

介護保険料 納め忘れにご注意を

介護保険でサービスを利用される
とき、利用者はかかった費用の1割ま
たは2割を負担するだけで、残りは介
護保険から給付されます。

納付期限から1年以上、特別な事情
がないまま介護保険料を納めていな
い方には、滞納期間に応じて保険給付
が制限されますのでご注意ください。

【1年以上滞納すると】

費用の全額を利用者が一度自己負
担し、申請によってあとで保険給付
分(費用の9割または8割)を受け
取る形となります。

【1年6カ月以上滞納すると】

費用の全額を利用者が負担し、申請
後も保険給付の一部、または全部が
差し止めとなります。さらに滞納が
続くと、滞納していた保険料と相殺
されます。

【2年以上滞納すると】

利用者負担が3割に引き上げられ
たり、高額介護サービス費が受けら
れなくなったりします。

※滞納が2年以上続くと、介護保険料
をさかのぼって納めることができ
なくなりますのでご注意ください。

広がる納付窓口 (コンビニ、口座振替)

昨年4月から、納付窓口に「コンビ
ニエンスストア」を追加しました。コ
ンビニの営業時間でしたらいつでも
ご利用できます。現在、多くの皆さん
にご利用いただいています。

また、納期ごとに払い込む時間がな
い方には、安心・安全・便利な口座振替
をおすすめします。市役所の各担当係
窓口にお電話いただければ、書類をご
自宅に送付します。

ご利用の方は、通知書に記載されて
いる各担当係までご連絡ください。

市 税 等 収 納 向 上

information

問合せ
納税係 ☎32-2219
介護保険係
☎32-2217

今月の納付

納期限 2月28日(火)まで

- 介護保険料 6期
- 後期高齢者医療保険料 8期
- 国民健康保険税 8期

自己負担を軽減！「高額介護合算療養費」



高額介護合算療養費とは

1年間(8月～翌年7月)で医療と介護サービスの自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請をすると超えた分の金額を高額介護合算療養費として受け取ることができます。

平成27年度分(平成27年8月1日～平成28年7月31日)の支給対象者に申請のご案内をします。

国民健康保険・後期高齢者医療＋介護保険の合算限度額

- 国民健康保険加入世帯(70歳～74歳)と後期高齢者医療加入世帯

所得区分		限度額
現役並み所得者(上位所得者)		67万円
一般		56万円
住民税非課税	区分Ⅱ※	31万円
	区分Ⅰ※	19万円

- 国民健康保険加入世帯(70歳未満を含む世帯)

所得区分		限度額
901万円超		212万円
600万円～901万円以下		141万円
210万円～600万円以下		67万円
210万円以下		60万円
住民税非課税		34万円

※区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合で受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

医療保険

information

問合せ
医療保険係
☎32-2214

～お願い～

医療保険(後期高齢者医療を含む)では、所得状況により負担区分が決定されますので、収入の有無にかかわらず、市役所市税係にて収入の申告を行ってください。